

令和7年度答申第92号  
令和8年3月13日

諮問番号 令和7年度諮問第134号（令和8年1月6日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 労働保険料の認定決定等に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求については、審査庁において必要な調査検討が尽くされていないから、本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当とはいえない。

## 理 由

### 第1 事案の概要

本件は、A労働局労働保険特別会計歳入徴収官（以下「処分庁」という。）が、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に対し、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。）19条4項の規定に基づく令和5年度労働保険料の額の決定及び徴収法21条1項の規定に基づく令和5年度の納付すべき労働保険料の額に係る追徴金を徴収する決定並びに石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号。以下「石綿被害救済法」という。）38条1項において準用する徴収法19条4項の規定に基づく令和6年度の一般拠出金の額の決定（以下これらを併せて「本件各決定」という。）をしたことから、審査請求人がこれらを不服として審査請求をした事案である。

#### 1 関係する法令の定め

##### (1) 定義

ア 徴収法2条1項は、この法律において「労働保険」とは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）による雇用保険（以下「雇用保険」という。）を総称すると規定する。

イ 徴収法2条2項は、この法律において「賃金」とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称のいかんを問わず、労働の対償として事業主が労働者に支払うものをいうと規定する。

ウ 徴収法2条4項は、この法律において「保険年度」とは、4月1日から翌年3月31日までをいうと規定する。

## (2) 保険関係の成立とその届出

ア 徴収法3条は、労災保険法3条1項の適用事業（労働者を使用する事業）の事業主については、その事業が開始された日に、その事業につき労災保険に係る労働保険の保険関係（以下「保険関係」という。）が成立する旨規定する（なお、労災保険法6条は、適用事業についての保険関係の成立及び消滅については、徴収法の定めるところによる旨規定する。）。

イ 徴収法4条は、雇用保険法5条1項の適用事業（労働者が雇用される事業）の事業主については、その事業が開始された日に、その事業につき雇用保険に係る保険関係が成立する旨規定する（なお、雇用保険法5条2項は、適用事業についての保険関係の成立及び消滅については、徴収法の定めるところによると規定し、雇用保険法6条は、同条各号に掲げる者（1週間の所定労働時間が20時間未満である者など）については、この法律は適用しない旨規定する。）。

ウ 徴収法4条の2第1項は、同法3条及び4条の規定により保険関係が成立した事業の事業主は、その成立した日から10日以内に、その成立した日、事業主の氏名又は名称及び住所、事業の種類、事業の行われる場所その他厚生労働省令で定める事項を政府に届け出なければならない旨規定する。

## (3) 労働保険料の納付の手続等

ア 徴収法10条1項は、政府は、労働保険の事業に要する費用に充てるため保険料を徴収すると規定し、同条2項は、前項の規定により徴収する保険料（以下「労働保険料」という。）は、次のとおりとすると規定

し、同項1号は、一般保険料を掲げる。

イ 徴収法11条1項は、一般保険料の額は、賃金総額に一般保険料に係る保険料率を乗じて得た額とする旨規定する。そして、上記の「賃金総額」とは、事業主がその事業に使用する全ての労働者に支払う賃金の総額をいうとされ（徴収法11条2項）、上記の「一般保険料に係る保険料率」とは、労災保険に係る保険関係のみが成立している事業にあっては労災保険率とするとされている（徴収法12条1項2号）。

ウ 徴収法19条1項は、事業主は、保険年度ごとに、労働保険料（一般保険料については、その保険年度に使用した全ての労働者に係る賃金総額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）に当該事業についての上記イの「一般保険料に係る保険料率」を乗じて算定する（同項1号）。）の額その他厚生労働省令で定める事項を記載した申告書を次の保険年度の6月1日から40日以内に提出しなければならない旨規定する。

そして、徴収法19条3項は、事業主は、納付した労働保険料がないときは前2項の労働保険料を上記申告書に添えて、有期事業以外の事業にあっては次の保険年度の6月1日から40日以内（保険年度の中途に保険関係が消滅したものについては、当該保険関係が消滅した日から50日以内）に納付しなければならない旨規定する。

エ 徴収法19条4項は、政府は、事業主が上記申告書を提出しないときは、労働保険料の額を決定し（以下政府が決定した労働保険料の額を「確定保険料」という。）、これを事業主に通知する旨規定し、同条5項は、その通知を受けた事業主は、納付した労働保険料がないときは、政府の決定した確定保険料をその通知を受けた日から15日以内に納付しなければならない旨規定する。

オ 徴収法21条1項本文は、政府は、事業主が徴収法19条5項の規定による確定保険料を納付しなければならない場合には、その納付すべき額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）に100分の10を乗じて得た額の追徴金を徴収する旨規定する。

カ 石綿被害救済法38条1項は、徴収法19条（1項2号及び3号並びに2項2号及び3号を除く。）、21条、21条の2、27条から30条まで、37条、41条から43条まで、45条の2及び附則12条の

規定は、一般拠出金について準用する旨規定する。

#### (4) 事務の所轄

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和47年労働省令第8号）1条1項1号は、徴収法の規定による労働保険に関する事務（以下「労働保険関係事務」という。）は、還付金の還付に関する事務を除き、事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長が行う旨規定し、同条3項1号は、労働保険関係事務のうち、労働保険料及びこれに係る徴収金の徴収に関する事務は、事業場の所在地を管轄する都道府県労働局労働保険特別会計歳入徴収官が行う旨規定する。

## 2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件事案の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、飲食店「B」（以下「本件事業場」という。）の店長として勤務していた令和a年b月c日、本件事業場において業務に従事していた労働者（以下「被災労働者」という。）3名を刃物で刺して負傷させた（以下「本件災害」という。）。

（保険給付実地調査復命書（令和7年2月10日復命）、面接録取書（令和6年8月15日付け）、第三者行為災害届（同年4月3日付け）、第三者行為災害届（同年6月3日付け）、第三者行為災害届（同年9月3日付け））

- (2) 本件災害について、被災労働者3名からA労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）宛て労災保険給付請求がなされたが、本件事業場は労働保険の保険関係成立の手続がされていない事業場であったため、監督署長は、調査において、審査請求人を事業主とする労働保険関係成立手続を職権にて行うべきとした上で、令和7年2月20日、本件災害を業務上の災害と決定した。

（保険給付実地調査復命書（令和7年2月10日復命）、第三者行為災害届（令和6年4月3日付け）、第三者行為災害届（同年6月3日付け）、第三者行為災害届（同年9月3日付け））

- (3) A労働基準監督署（以下「本件監督署」という。）は、本件事業場における労働者全ての給与明細を収集することができなかつたため、令和7年3月11日、収集できた給与明細を算定資料とした労働保険料算定基礎調査を実施し、処分庁宛て進達した。

（保険給付実地調査復命書（令和7年3月11日復命）、賃金集計表、労働

保険料算定基礎調査書・認定決定決議書（令和4年度確定）（同日付け）、労働保険料算定基礎調査書・認定決定決議書（令和5年度確定）（同日付け）、労働保険料算定基礎調査書・認定決定決議書（令和6年度確定）（同日付け）

(4) 本件監督署は、職権により令和5年3月26日まで遡及して労働保険関係を成立させた。

（保険関係成立届（令和7年3月21日受付））

(5) 処分庁は、令和7年3月26日、上記(2)及び(3)の調査結果どおり、審査請求人に対し、令和4年度確定保険料0円、令和5年度一般拠出金0円、令和5年度確定保険料15,636円、令和5年度確定保険料15,636円に伴う追徴金1,500円、令和6年度一般拠出金104円、令和6年度確定保険料0円、（令和6年4月1日以降で労働保険の保険関係が成立していた期間がある場合の賃金総額に基づく）令和6年度一般拠出金0円とする本件各決定を行った。

（保険給付実地調査復命書（令和7年3月11日復命）、労働保険料算定基礎調査書・認定決定決議書（令和4年度確定）（同日付け）、同通知書（令和4年度確定）、労働保険料算定基礎調査書・認定決定決議書（令和5年度確定）（同日付け）、同通知書（令和5年度確定）、労働保険料算定基礎調査書・認定決定決議書（令和6年度確定）（同日付け）、同通知書（令和6年度確定））

(6) 審査請求人は、令和7年6月25日（消印日）、審査庁に対し、本件各決定を不服として審査請求をした。

（審査請求書、補正書、審査請求書の副本、封筒）

(7) 審査庁は、令和8年1月6日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

### 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、本件事業場の店長として勤務していたが、その業務については実質的な事業主であるCより指示を受けていたものである。審査請求人は、店舗運営に関してほぼ一任されていたが、審査請求人の一存で全てを決定していたものではなく、営業時間、経営方針及び従業員の雇用形態等に関する指示を受けて対応していたものであり、給料に関しても、送付される明細に基づき支払っていたものである。審査請求人は事業主ではないので、審

査を求める。

## 第2 諮問に係る審査庁の判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりである。

1 本件審査請求の論点は、審査請求人が労災保険法3条1項の適用事業の事業主と認められるか、つまり、「事業」に係る権利義務について一定の権限を与えられている「事業主」であるか否かについてである。

2 本件に関しては、以下の事実が認められる。

(1) 関係者への聴取等により、審査請求人が本件事業場の売上げを管理し、従業員へ支払う給与の管理も行い、給与明細も審査請求人から送付していたこと、さらに、審査請求人が出退勤の管理も行い、出勤日が決まっていた日に休んだ従業員への「罰金」という名目での給料の減額についても、減額の幅については審査請求人の裁量で決まっていたなど、審査請求人が、完全に店舗管理を行っていた事実を認定している。

また、調査時に審査請求人は「個人事業主のような感じで、それぞれの店舗の売上げは店長が管理し、その売上げからスタッフへの給料を現金手渡しで支払っていた」と個人事業主であったことを自認する旨の供述を行っていることが認められ、審査請求書においても、店舗の運営についてはほぼ一任されていたと審査請求人が認めている。

(2) 本件事業場のフランチャイズ元となるD社は、本件事業場を含むフランチャイズ先の各店舗の店長はD社の職員ではなく、それぞれが事業主であり、フランチャイズ契約を締結し、店舗管理は完全に店長が行っており、D社は店舗運営について全く関与していない旨陳述している。

(3) 本件監督署は、令和7年3月11日、収集できた給与明細を算定資料とした労働保険料算定基礎調査を実施し、処分庁は、同月26日、審査請求人に対し、本件各決定を行った。

## 3 判断

(1) この点、上記2(1)及び(2)によれば、審査請求人は、本件事業場の店舗管理を行っていること及び個人事業主であったことを自認する旨の供述を行っている。

(2) また、上記2(2)のとおり、連鎖化事業（当審査会注：いわゆるフランチャイズ事業。以下同じ。）等においては、経営に関する指導のほか、営業時間、経営方針及び従業員の雇用形態といった基本的な事業経営の仕組みについて、統一性を担保する目的で一定の制約を受けることは社会通

念上、あり得るものと考えられ、審査請求人は、上記第1の3のとおり主張を行っているが、この主張をもって審査請求人が被災労働者を使用する事業主であったことを否定する余地はない。

- (3) 以上から、処分庁が、審査請求人は事業主に該当するとの理由により、本件各決定を行ったことにつき違法又は不当な点は認められない。

#### 4 結論

以上のとおり、本件各決定には違法又は不当な点は認められず、本件審査請求には理由がないから、本件審査請求は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）45条2項の規定により、棄却されるべきである。

### 第3 当審査会の判断

当審査会は、令和8年1月6日、審査庁から諮問を受け、同年2月5日及び同年3月5日の計2回、調査審議をした。

また、審査庁から、令和8年1月27日、同月30日及び同年2月19日に、主張書面及び資料の提出を受けた。

#### 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

下記3で付言した点以外には、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

#### 2 本件各決定の適法性及び妥当性について

- (1) 徴収法3条は、「労災保険法第3条第1項の適用事業の事業主については、その事業が開始された日に、その事業につき労災保険に係る労働保険の保険関係が成立する」と規定しており、ここでいう「事業主」とは、「事業」についての法律上の権利義務の主体となるものをいう（労務行政研究所編「労働保険徴収法 労働法コンメンタール11 [改訂15版]」（労務行政、2024年）128頁参照）。審査請求人は、自らは事業主ではない旨主張していることから、本件審査請求の論点は、審査請求人が労働保険法3条1項の適用事業の事業主と認められるか否かであるので、以下検討する。

#### (2) 審査請求人の事業主該当性について

ア 審査請求人は本件事業場の店長であった。

イ 処分庁は、本件監督署の調査において、関係者への聴取等により、審査請求人が完全に店舗管理を行っていたこと、審査請求人は「個人事業主のような感じで、それぞれの店舗の売上げは店長が管理し、その売上

げからスタッフへの給料を現金手渡しで支払っていた」と個人事業主であったことを自認する旨の供述を行っていること等を根拠に、審査請求人が事業主であると判断しており、審理員及び審査庁も、上記処分庁の判断のとおり認定する。

確かに、本件監督署の調査における審査請求人を含めた関係者への聴取等により、本件事業場では、従業員は店長である審査請求人の指示に従い、飲食・接客業に従事していたこと、従業員の出勤日は審査請求人が決定して従業員に連絡していたこと、出勤が決まっていた日に休んだり遅刻したりした従業員は、「罰金」という名目でその月の給料から減額されていたこと、従業員への給料は「報酬」という名目で支払われており、時給制で、その単価は従業員ごとに異なっていたこと、従業員は審査請求人より、同業他店で働くことは禁止である旨を伝えられていたことは認められる。また、調査において、審査請求人が「個人事業主のような感じで、それぞれの店舗の売上げは店長が管理し、その売上げからスタッフへの給料を現金手渡しで支払っていた」旨供述していることも認められる。

しかし、「罰金」という名目での減額が審査請求人の裁量で決定されていたとする供述をしているのは被災労働者のEのみであり、その他の被災労働者はそのような供述はしていないし、審査請求人の裁量で決定していたという事実を裏付ける客観的資料も見当たらない。また、「報酬」について、審査請求人は、反論書において、独断で決定していたものではなく、単価に変動がある場合は、裏方スタッフやオーナーのみが参加しているLINEグループにその旨を投稿し、何も言われなければ変動を反映させていたと主張しているが、当該LINEグループの存在や内容について、調査検討した形跡も見られない。

そもそも、反論書において、審査請求人は、業務形態について個人事業主であると自認する意図はなかったこと、聴取当時、どのような形態と表現してよいか断定できなかったことから上記のとおり供述した旨を述べている。また、審査請求人の刑事裁判を担当した弁護士も、審査請求人所属の事業場について調べているが実態をつかめておらず、事業場について調査を進めていることや本社がFにあるD社であり、代表者はCという人間であるということは判明している旨を供述している。そして、店長代理Gも、聴取において、事業場の組織形態や労務関係につき、詳しく答えられない旨供述している。

なお、処分庁は調査の過程で検察庁から、公判が終了し、確定したら事件記録の提出は可能である旨の回答を得ているが、処分庁においても、審理員及び審査庁においても、当該事件記録の提出を受けて調査検討した形跡は見られないし、担当弁護士に対して、その後の調査結果について照会し、調査検討した形跡も見られない。

ウ 処分庁は、審査請求人の「実質的な事業主である他者から営業時間や方針、従業員の雇用形態の指示を受けていた」との主張に対し、連鎖化事業などにおいては、経営に関する指導のほか、営業時間や経営方針、従業員の雇用形態といった基本的な事業経営の仕組みについて、統一性を担保する目的で一定の制約を受けることは社会通念上、あり得るものであり、この主張をもって審査請求人が事業主であったことを否定する余地はないと主張し、審理員及び審査庁も同様の判断を示している。

しかし、フランチャイズ契約だとする供述をしたのはD社のHのみであり、そのHもフランチャイズ契約書の提出をしないまま、連絡が取れなくなっている。

他方、「労災保険についてのご連絡」（令和6年9月27日付け）によれば、本件監督署はD社に対して保険関係成立届等を送付していることから、この時点では、処分庁はD社を事業主とみて手続を進めていると考えられる。この点について審査庁に照会したところ、調査の過程において事業の実態確認を進めていた中、D社が事業主として保険関係成立手続を行うことも想定されたため、案内文書を送付したものであり、最終的に、審査請求人との面接録取書（令和6年8月15日付け）や被災労働者3名からの聴取書、店舗関係者であるG、H及びIからの録取書のほか各種調査資料により、審査請求人を個人事業主と判断した旨の回答があった（審査庁主張書面（令和8年2月19日付け））。

しかし、各種調査資料とは具体的に何を指すのか明らかでなく、また、店舗関係者である店長代理Gは、聴取において、事業場の組織形態や労務関係について詳しく答えられない、給料はFの本社から支払われていた旨供述し、店舗関係者であるD社のHはロイヤリティを支払ってもらっている旨供述している。また、反論書において審査請求人は、Hが何らかの「名義人」であること、売上げの残りはオーナーが回収に来ていること、審査請求人の給料はCが決定していたことなどを主張している。このように、本件事業場の組織形態等の実態が明らかになっているとはいえない状

況であるところ、これらについて調査をした形跡は見当たらない。なお、審理員及び審査庁は「本件フランチャイズ元となるD社は、本件事業場を含むフランチャイズ先の各店舗の店長はD社の職員ではなく、それぞれが事業主であり、フランチャイズ契約を締結し、店舗管理は完全に店長が行っており、D社は店舗運営について全く関与していない旨陳述している」ということを認定しているが、それは飽くまでHのそのような供述が存在することそれ自体を認定したにすぎない。また、そのH供述の信用性についてどのように判断したのか審査庁に照会したところ、Hと連絡が取れなくなっているから、信用性の評価を行うまでに至っていないとの回答があった（審査庁主張書面（令和8年2月19日付け））。

審理員は、フランチャイズ契約であると明確に判断しておらず、審査請求人が事業主であると判断するために追加の証拠を収集するなど、必要な調査検討をした形跡は見当たらない。審査庁についても同様である。

エ 本件事業場の営業に当たり、飲食店営業許可、風俗営業第一号許可及び深夜酒類提供飲食店営業開始届出などの手続が必要となると思われるが、当該許可や届出に係る書類について、保健所や県公安委員会等に対し照会するなどして申請の名義人等を調査したのか審査庁に照会したところ、実態として、被災労働者を使用していた人物は誰であったかという点に基づき判断する必要があるため、そのような調査は行っていないとの回答があった（審査庁主張書面（令和8年2月19日付け））。

しかし、当該手続書類には申請者、届出者の氏名や住所等が記載されていると思われ、それらは本件事業場における事業についての法律上の権利義務の主体に係る判断に資することになるとも考えられる。

この点についても、処分庁及び審理員は、審査請求人が事業主であると判断するために追加の証拠を収集するなど、必要な調査検討をした形跡は見当たらない。審査庁についても同様である。

オ このように、他の検討材料の内容によっては審査請求人の事業主該当性についての判断が変わり得る可能性を示唆する供述や資料が存在し、審査請求人が事業主ではない可能性も否定できないことから、一件記録からは、審査請求人が、本件事業場における事業についての法律上の権利義務の主体であり、事業主であったと判断することは困難であるといわざるを得ない。

(3) 以上によれば、審査庁は、審査請求人の事業主該当性について必要な調

査検討を尽くしていないといわざるを得ず、本件各決定は、調査不十分なまま、審査請求人を事業主と認定しており、このような審査庁の判断は、妥当とはいえない。

### 3 付言

- (1) 審理員意見書においては、「認定した事実ごとに認定の根拠とした資料（事件記録等）の該当箇所を示すなどして、認定した事実とその裏付けとなる資料との関係を明らかにすることに留意する。」とされている（総務省行政管理局「行政不服審査法事務取扱ガイドライン（令和4年6月）」103頁及び同マニュアル〔様式編〕様式例第74号参照）。これは、諮問説明書においても同様である（「行政不服審査会への諮問等に関する留意事項について」（令和5年4月3日付け事務連絡）の別添1「諮問説明書の記載例及び関係書類の添付について」3参照）。

このような観点から、本件の審理員意見書及び諮問説明書の記載をみると、審査請求人が事業主であるとの事実認定について、関係資料として令和7年2月10日付け保険給付実地調査復命書を挙げている。しかし、復命書は関係者らの聴取結果等を踏まえ担当調査官が作成したものであり、審理員意見書及び諮問説明書には認定した事実ごとに当該復命書の記載を裏付ける証拠書類を明らかにして記載することが求められているところ、本件ではそれらの記載がない。なお、本件諮問の際に提出された事件記録には、当該復命書の記載を裏付ける証拠書類の多くが含まれていなかったことから、当審査会は、それらの提出を新たに求める必要があった。これらの証拠書類は、当然諮問に当たり事件記録として提出されるべきものである。

このように、本件の審理員意見書及び諮問説明書の記載は不十分であるというほかないから、審査庁においては、諮問をする際には、審理員意見書及び諮問説明書において、認定した事実ごとに認定の根拠とした資料（事件記録等）の該当箇所を示すなどして、認定した事実とその裏付けとなる資料との関係を明らかにすること及び事件記録に漏れがないかどうかを十分に確認するよう留意されたい。

- (2) 審理手続について、上記ガイドラインは「審理手続の実施に当たっては、処分等が違法であるか否かにとどまらず、不当であるか否かについても必要な審理を行う。」旨記載しており、具体例として、「審理関係人の主張している事実については、それを証明する根拠の有無についても調査を行

う。」、「審理の範囲については、審査請求人が主張する審査請求の理由に限られず、当該処分の当否を判断するために必要な範囲全般に及ぶものであり、審査請求人が主張していない点についても、必要に応じ、職権により調査を行う〔最高裁昭和29年10月14日第1小法廷判決・民集8巻10号1858頁〕」（「行政不服審査法事務取扱ガイドライン（令和4年6月）」42頁）と示している。

本件では、争点である事業主該当性を判断するに際し、審理員及び審査庁は、処分庁の認定した事実について、復命書及び審査請求書を基にその判断を是認するが、審査庁から当審査会に追加提出された上記添付書類を精査したところ、認定した事実との整合性に疑義がある記載が複数認められた。そのため、どのような調査検討を行ったのか、審査庁に照会したところ、処分庁や審査請求人から提出のあった資料を基に判断すべきという認識であったため、資料提供請求は行っていないとの回答であった（審査庁主張書面（令和8年2月19日付け））。

しかし、上記のとおり、審理の範囲は当該処分の当否を判断するために必要な範囲全般に及ぶのであり、審理関係人の主張する事実については、それを証明する根拠の有無についても調査を行うことや、必要に応じ職権により調査し、根拠の信用性について多角的に検討を行うことなどが求められている。審理員は、今後、審理に当たっては、審理関係人の主張する事実を証明する根拠の有無、特に処分庁が認定した事実と異なる事実を示す資料がある場合には、判断の根拠となる客観的資料を確認し、当該処分の適法性及び妥当性について漏れなく検討する必要があるし、審査庁はこれらについて諮問説明書に漏れなく記載する必要がある。

- (3) 本件では、処分庁が決定した労働保険料額等の妥当性について、審理員意見書において検討されておらず、諮問説明書においても説明されていない。その理由について審査庁に照会したところ、審査庁は、本件は審査請求人が事業主であるか否かが論点であるため、労働保険料額等の妥当性について、審理員意見書において検討せず、諮問説明書への記載も不要と判断したとの回答であった（審査庁主張書面（令和8年1月27日受付））。

しかしながら、審理手続においては、処分全体の適法性及び妥当性を検討する必要があるところ、労働保険料額等の決定の適法性及び妥当性を検討するに当たっては、事業主に該当すると判断した以上、労働保険料額等の適正性も検討しなければならないから、本件の審理は、審理員及び審査

庁が本来すべき調査検討を尽くしていないといわざるを得ない。

今後は、審理員は、処分の適法性及び妥当性について漏れなく検討する必要があるし、審査庁は、これらについて諮問説明書に漏れなく記載する必要がある。

#### 4 まとめ

以上によれば、本件審査請求については、審査庁において必要な調査検討が尽くされていないから、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当とはいえない。

よって、結論記載のとおり答申する。

#### 行政不服審査会 第3部会

|   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 委 | 員 | 吉 | 開 | 正 | 治 | 郎 |
| 委 | 員 | 中 | 原 | 茂 | 樹 |   |
| 委 | 員 | 福 | 本 | 美 | 苗 |   |